鳥取県

は一とふるアートギャラリー認定制度

障がいのある方の文化芸術作品が多くの人々の目に触れ、県民が気軽に障がい者アートを楽しめるようになるためには、作品の発表の機会・場所を確保することが重要です。

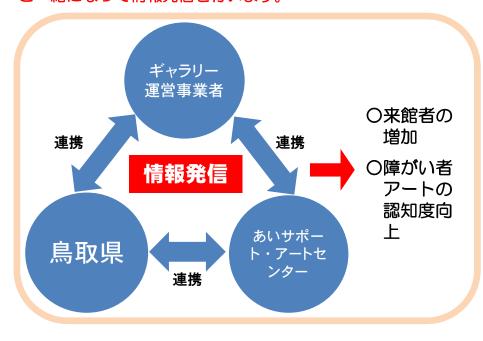
鳥取県は一とふるアートギャラリー認定制度は、そのような機会・場所を日頃から設け、障がいのある方の作品展示を積極的に行っているアートギャラリーを県の認定ギャラリーとする制度です。

認定を受けたギャラリーで行われる展覧会等は、県などが一緒になってPR活動を行い、来館者を増やしていくことで、文化芸術活動を通じた障がいのある方の個性の表現や能力の更なる発揮、社会参加の推進、県民の障がい理解の促進につなげていきます。

ギャラリー認定の特典

①情報発信を効果的に行えます

認定を受けたギャラリーで行う障がい者アート展等については、県及びあいサポート・アートセンターが運営事業者と一緒になって情報発信を行います。



②認定プレートを贈呈します

認定基準

- ① 認定を受けようとするギャラリーが鳥取県内にあること
- ② ギャラリーにおける年間の開館 日の半分程度、障がい者アート の展示を行う計画があること
- ③ あいサポート企業・団体である こと

認定後の責務

- ① 認定を受けたギャラリーで年間 の開館日の半分程度、障がい者 アートの展示を行うこと
- ② あいサポート・アートセンター と連携してアート活動に取り組 む障がい者の相談支援を行うこ と
- ※ 上記認定基準、認定後の責務等の詳細や、認定申請等の様式は、 障がい福祉課ホームページで公 開している「鳥取県はーとふる アートギャラリー認定要領」を ご確認ください。

認定を記念したプレートを贈呈しますので、ギャラリーや事業所にお飾りください。

鳥取県は一とふるアートギャラリー認定のお申込み、お問合せは、

鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課 社会参加推進室 障がい者アート支援担当 まで

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取市東町一丁目220

(電話)0857-26-7678 (ファクシミリ)0857-26-8136

(ホームページ) https://www.pref.tottori.lg.jp/shougaifukushi/